

平成23年度

# 教育委員会の事務の点検・評価制度

(平成22年度事務事業対象)

I	事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	P 5
1	評価の観点	
2	観点別評価	
3	評価の結果	
III	外部評価委員の意見及び提言	
	【学校教育課】	P 6
	① 地域が育む「かごしまの教育」県民週間	
	② 研究授業への指導主事派遣	
	【社会教育課】	P 7
	③ 指宿発学びのふるさと講座事業	
	④ 指宿市・人吉市子ども会交歓事業	
	【市民スポーツ課】	P 8
	⑤ スポーツ少年団補助事業	
	⑥ 社会体育施設の適正な維持管理	
	参考資料	
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 9
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿	P 10

平成23年12月

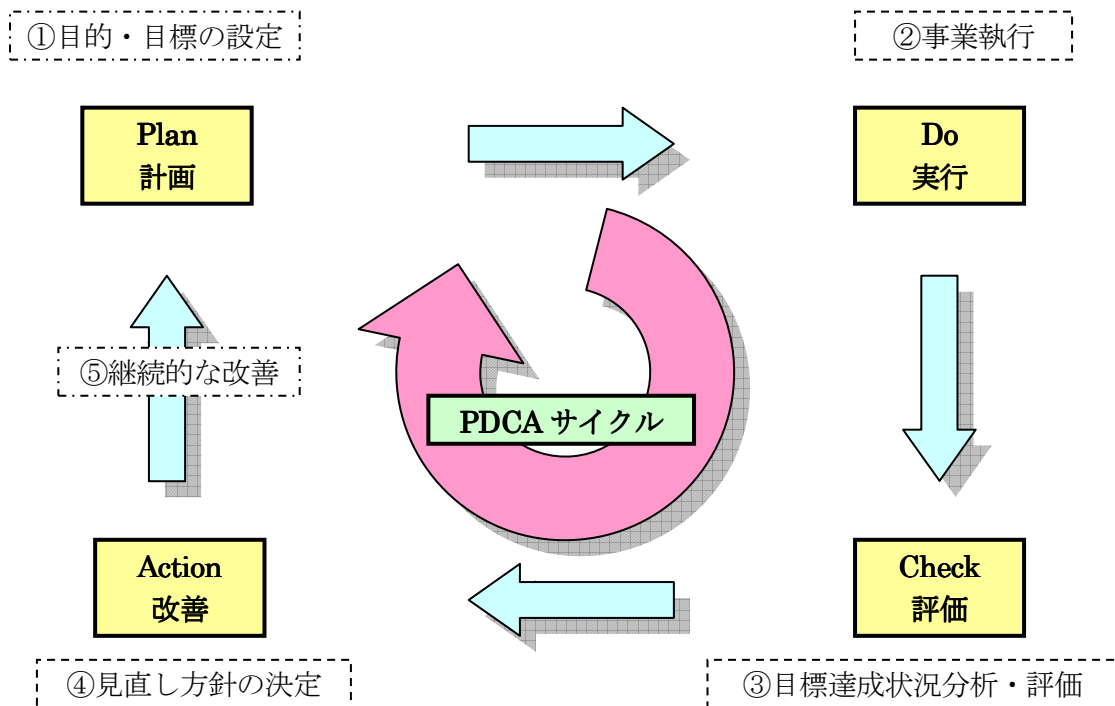
指宿市教育委員会

## I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

### 1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



### 2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

#### (1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

## (2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底  
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現  
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現  
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

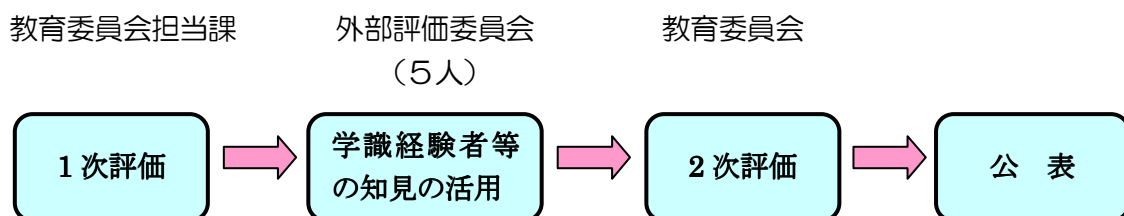
## (3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

## (4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



## (5) 点検・評価のスケジュール

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 平成23年 | 7月  | ・点検・評価の対象テーマの設定<br>・事務事業評価シートを作成             |
|       | 8月  | ・1次評価の実施（教育委員会事務局）<br>・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明） |
|       | 10月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取）<br>・評価委員の意見等への対応      |
|       | 12月 | ・教育委員への説明<br>・2次評価の実施（教育委員会）                 |
|       | 1月  | ・議会へ報告書提出<br>・評価結果の公表（市ホームページ等）              |

## (6) 推進体制及び役割

### ① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

### ② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

### ③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対する改善策を実践します。

### ④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

## (7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

### 【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)</li><li>・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)</li><li>・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)</li></ul>
効 率 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)</li><li>・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)</li><li>・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)</li></ul>
有 効 性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)</li><li>・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)</li><li>・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)</li></ul>

### (8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

## 3 評価対象事務事業について

【施策】	【事業】
(1) 地域丸ごと教育の推進 …………… (学校教育課)	① 地域が育む「かごしまの教育」 県民週間
(2) 個に応じた授業の推進 …………… (学校教育課)	② 研究授業への指導主事派遣
(3) 学習情報の提供及び学習機会の拡充 …… (社会教育課)	③ 指宿発学びのふるさと講座事業
(4) 子ども会活動の充実 …………… (社会教育課)	④ 指宿市・人吉市子ども会交歓事業
(5) 競技団体等の育成・充実 …………… (市民スポーツ課)	⑤ スポーツ少年団補助事業
(6) 社会体育施設の整備・充実 …………… (市民スポーツ課)	⑥ 社会体育施設の適正な維持管理

## II 事務事業の点検・評価の内容及び結果について

### 1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

### 2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①地域が育む「かごしまの教育」県民週間事業	妥当	妥当	妥当
②研究授業への指導主事派遣事業	妥当	妥当	妥当
③指宿発学びのふるさと講座事業	妥当	妥当	妥当
④指宿市・人吉市子ども会交歓事業	妥当	妥当	妥当
⑤スポーツ少年団補助事業	妥当	妥当	妥当
⑥社会体育施設の適正な維持管理	妥当	妥当	妥当

### 3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
①地域が育む「かごしまの教育」県民週間事業	本年度は市及び各学校のホームページにおいて，市民向けの情報提供を行った。次年度以降も引き続き，市民への周知に努めていきたい。
②研究授業への指導主事派遣事業	今後も，教員の指導力向上に向けた効果的な指導を行っていく。
③指宿発学びのふるさと講座事業	特に問題はない。
④指宿市・人吉市子ども会交歓事業	特に問題はない。
⑤スポーツ少年団補助事業	子ども達の「地域活動・遊び・自発性」にも配慮が必要であり，更なる指導者の資質向上が求められるので，研修の機会を増やすための予算確保が必要である。
⑥社会体育施設の適正な維持管理	指定管理者導入では，コスト削減だけを重要視せず，利用者の立場に立った維持管理を考慮していきたい。

### Ⅲ 外部評価委員の意見及び提言

#### 各事務事業への意見・提言について

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(1)地域丸ごと教育の推進 (学校教育課)	①地域が育む「かごしまの教育」県民週間	平成15年からスタートした本事業の趣旨は広く県民に浸透しており、参加者も広がりを見せてきていると思われる。今後も本事業を継続させるべきと考えるが、それと同時に指宿市で取り組んでいる学校応援団事業（県下全域での取組となった）等と並行した、開かれた学校づくり・地域の教育力の向上に実効性のある取組を推進していく必要があると考える。	今後も、「かごしまの教育」県民週間の期間に限らず、広く市民に学校教育への理解が得られるよう、開かれた学校づくりについて各学校への指導を行っていく。 また、社会教育課所管の「学校応援団事業」についても教職員の理解が深まるよう各種研修会等での啓発を行い支援していく。
		事業の目的が、学校・家庭・地域社会の連携と協力の下に市民1人1人が指宿の教育について考える気運を高め、本市の教育の充実と発展を図るとあるが、参加者のほとんどが保護者との説明であった。 今後、一般市民や地域住民の参加者をもっと増えるような行事内容と周知方法を検討して戴きたい。	参加者のほとんどが保護者ということではあるが、学校によっては地域の高齢者を学校に招いて児童生徒との交流を行っている学校もある。今後は、そのような取組が多く为学校で取り入れられるよう指導を行っていく。 また、周知については、各学校で作成している周知用ポスターを校区内の商店等に掲示してもらうなど、地域との連携を深める中で工夫するよう指導していく。併せて、市教育委員会のホームページや学校のホームページに情報を掲載し、広報に努めるよう指導していく。
		この事業に関してはマンネリ化をしていると感じる。 地域住民に対し、PR方法やPR場所を考え直す必要があるのではないかと。	PR方法やPR場所については、各学校で作成している周知用ポスターを校区内の商店等に掲示してもらうなど、地域との連携を深める中で工夫するよう指導していく。併せて、市教育委員会のホームページや学校のホームページに情報を掲載し、広報に努めるよう指導していく。 期間中の行事等については地域住民との交流活動を行うなど、魅力あるものになるよう各学校に働きかけを行い、マンネリ化防止に努めていく。
	②研究授業への指導主事派遣	子どもたちの学力向上の基盤となるのは教員の指導力であると考え。その上で、多くの教員に研修を積ませることはとても大事なことである。研修を充実させるために、指導主事の派遣をさらに充実させることが望まれている。なお、そのような趣旨を踏まえ、指導主事の人数についても現状維持が望ましいと考える。	研究授業を通じた校内研修が活性化することは、教師の指導力向上となり、児童生徒の学力向上へつながることは、委員の御指摘のとおりである。各学校から、研究授業の際に、指導主事の講師派遣の希望をいただいている。指導主事としても、可能な限り、各学校へ出向き、共に、研鑽し、指導助言を行っていききたい。
		研究事業への指導主事派遣の目的は教員の授業力の向上を図り、児童・生徒の学力の定着と向上に結び付けることであるが、それだけに指導主事の最も重要な業務のひとつになろうと考える。その分、指導資料の内容や指導法に影響される部分もあろうと考えるので、更なる工夫を図って戴き、本市児童・生徒の学力向上を図って戴きたい。	今後も、教科の専門性を生かしたり、新しい教育の動向を常に勉強したりしながら、学力向上策を練り、各学校へ指導助言を行っていききたい。

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(3)学習情報の提供 及び学習機会の拡 充 <b>(社会教育課)</b>	③指宿発学びの ふるさと講座事 業	<p>ふるさとを知ることはとても大事な ことであるが、高齢化社会を迎えてい る今日では、さらにそのような講座の 需要が高まっている。これまで以上の 講座の拡大と参加者数の増大に努める べきである。</p>	<p>指宿発学びのふるさと講座は、ふる さと意識を醸成する一つの方法と考 えられることから、あらゆる機会を通 じて参加者の増加と講座の充実に努め たい。</p>
		<p>市民が本市の歴史や文化・自然に対 する知識を深めることは、郷土愛や誇 りをもつことにつながると考える。 本市では、平成20年NHK大河ドラマ 「天障院 篤姫」放映に合わせスター トした「篤姫観光ガイド」の募集にも 多くの方が関心を寄せて下さり39名 の登録者があった。 現在、九州新幹線開業に合わせて新 たに7つのガイド会が立ち上がろうと している。又、全ガイド会を調整する 「指宿まるごとガイド会」も発足され ている。 これも平成15年度から始めたこの事 業の効果ではないか。 今後も更に充実した事業を展開して 戴きたい。</p>	<p>現在「指宿まるごと博物館構想」に 基づいて、様々なガイド会に対して支 援しているが、今後もガイド会の内容 充実に努めるとともに指宿のよさを市 民に理解してもらい、「指宿まるごと 博物館構想」と関わりのある事項を指 宿発学びのふるさと講座でも取り上げ ていきたい。</p>
(4)子ども会活動の 充実 <b>(社会教育課)</b>	④指宿市・人吉 市子ども会交歓 事業	<p>最近の子どもたちは人間関係力が低 下していると言われている。市として 交流事業を推進し、子どもたちの思 い出作りや人間関係力の向上を目指す 意義は大きい。事業の継続が望ましい と考える。</p>	<p>人吉市との交歓会事業については、 姉妹都市盟約後33回を数える。相互 交流として実施しているが、今後も 海の温泉町指宿と山の温泉町人吉の 子どもたちの交流を行い、両市民を 結ぶ意味においても事業を推進して いきたい。</p>



施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
(5)競技団体等の育成・充実 (市民スポーツ課)	⑤スポーツ少年団補助事業	子どもたちの放課後事業として、歴史的にも業績でも少年団活動の意義は大きいものがある。団員の一層の拡充と内容の充実が必要であり、そのための予算の拡充も必要である。	スポーツ少年団活動については、各単位団が、魅力的な団活動を行うことが団員増加に繋がるので、今後も指導者研修会等のより一層の内容の充実を図りながら、予算の確保にも努めていきたい。
		小学校高学年になると塾やスポーツ少年団等で忙しく、子ども会の行事に参加する児童が減ってしまうということをよく耳にする。特にスポーツ少年団については小学校1年生から入団できるということもあり、その影響は大きいと思う。	子ども会行事への参加については、団員及び指導者並びに保護者の方々に対し、総会・指導者研修会・リーダー研修会等の機会あるごとに学校行事・地域行事を優先した団活動に努めるよう指導しているが、今後も繰り返し指導していきたい。
(6)社会体育施設の整備・充実 (市民スポーツ課)	⑥社会体育施設の適正な維持管理	<p>現在24体育施設のうち、2施設が老朽化により使用停止となっているが、全体を見ても老朽化が進んでいると言えるのではない。</p> <p>この事業の目的・指標に「安全・安心に利用できるための維持管理や整備に努める」とあるが、人命に係わる「耐震化対策」が図られていないとのこと。</p> <p>本市の財政状況も厳しいと理解しているが、年次的な整備計画を立てて対応してほしい。</p> <p>又、「指定管理者制度の導入」についてはコスト削減だけを重要視するのではなく、利用者の立場に立った維持管理が行われるかも考慮して戴きたい。</p>	<p>昭和56年以降に建設された建物は法的に耐震化対策が取られ、それ以前の建物は耐震診断が必要と言われている。その中で現在、1施設が対象となるので、今後、関係課と協議しながら検討していきたい。</p> <p>指定管理者制度導入については、検討を始めた段階ですが、コスト削減を重視するだけでなく、安全面では指定管理者からの管理報告、市の現場確認等が厳しく行われる制度を確立し事故防止に努めていきたい。また、利用者や第三者の意見も尊重しながら、適正なサービス提供ができるように考慮していきたい。</p>

## 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

氏 名	所 属 等	備 考
池 崎 和 弘	指宿商業高等学校長	
寺 師 千 歳	校長会代表	丹波小学校長
大 山 功	社会教育委員の会代表	
伊 佐 幸 子	市地域女性団体連絡協議会代表	
中 村 幸 夫	市 P T A 連 合 会 代 表	徳光小学校 PTA 副会長

### ※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当っては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。